

山陽小野田市自治基本条例条文検討シート

章	条文	解説	改正(案)
前文	<p>私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と商工業の盛んなまちで、平成17年3月小野田市と山陽町がひとつになって誕生しました。</p> <p>先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たちのふるさとであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。</p> <p>そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、<u>市民が積極的に参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます。</u></p> <p>私たちは「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。</p>	<p>前文は、この条例を制定するに当たっての基本的な認識や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。</p> <p>この自治基本条例は、山陽小野田市の市政運営の最も尊重すべき規範として、自治の基本理念等を定める重要な条例です。</p> <p>そして、市民は、市の特性を生かしながら、協働して「市民が主役のまちづくり」に努めていくこととします。</p>	<p>そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、<u>市民が積極的に参加し、市、議会と協働の考え方を共有しながらまちづくりを進めていくことが求められます。</u></p> <p>私たちは「誰もが主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。</p>
第1章 総則	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民が主役のまちづくりの実現を図ることを目的とします。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者をいいます。</p> <p>(2) 市民等 市民及び市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び市内に事業所を有するものその他市内で公共的な活動を行う団体をいいます。</p>	<p>本条例では、本市における自治の「基本理念」及び「市民が主役のまちづくり」の実現であることを条文化し、明らかにしています。</p> <p>「市民等」の定義を、市内に住所を有する住民に止まらず、広くまちづくりに関わりを持つことができる市外から市内へ通学する学生や市内に事業所を有する者、そして市内で活動する団体等としました。「市民等」を定義したのは、地域社会が抱える課題への取組やまちづくりを推進するためには、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本的事項を定めることにより、誰もが主役のまちづくりの実現を図ることを目的とします。</p> <p>(2) 市民等 市民及び市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び本市のまちづくりに参加するもの並びに市内に事業所を有する者及び市外に事業所を有する者で本市のまちづくりに参加するものその他市内で公共的な活動を行う団体をい</p>

自治基本条例提出意見取りまとめ結果

項目	No	条文	委員からの意見	事務局の考え
	1	前文	「協働」は共に行動することを考えており、「協創」は理念や結果と考えている。そのため、「 <u>協創の考え方を共有しながら</u> 」を「 <u>協創の考え方を共有し、協働して</u> 」としてどうか。	「ともに協力し、ともに活動すること」と定義された「協働」を一步先に進めて、活動の成果まで含めたものが「協創」として定義しており、「協創」の考え方には「協働」が含まれるものと考えています。従いまして、 <u>改正案でお示しする「協創」のみの記載で、いただいた御意見の趣旨が表現できていると考えています。</u>
	2	前文・第1条	「誰もが主役のまちづくり」について、「誰も」は個別の意である。そのため、複数を意味する「みんな」としたほうが良いのではないか。	条例である点に鑑み、法令等でも一般的な表現である「誰もが」を使用しています。
	3	第1条	「市民が主役のまちづくり」は、条例解説の「はじめに」に記載してあるとおり「市民本位のまちづくり」という意味であり、「市民が主役となってまちづくりを行う」という意味ではないと思うが、「市民が」を「誰もが」に改正すると「いろいろな立場の人が主役となってまちづくりを行う」という意味になると考える。ただ、単純に置き換えるだけでいいのか。	本市のまちづくりにおいては、最も基本となる考え方に「協創」を据えています。協創の定義は、市民だけに留まらず、地域や団体なども含め、本市に関係する主体がともに額に汗する中で、より良いまちづくりの実現といった成果に結びつけるといった点にあると考えます。この考え方は、自治基本条例を策定した際には存在しておらず、策定後に時代の変化に応じて、市が進むべき方向性として設定したものです。こうした、まちづくりの大きな方針を踏まえて、条例の前文及び第1条にある「市民が主役のまちづくり」について、より広い主体を対象とする「誰もが主役のまちづくり」としたいと考えています。
	4	第2条	<p>「市民等」の定義の中に、改正前であれば、本市のまちづくりに参加する・しないに関わらず、常に本市と関わりのある者で、かつ、特定できる者が定義されていたが、改正案のとおり「まちづくりに参加するもの」を加えることで、一時的に本市のまちづくりに参加する者を含めしまうと、他の条文の中で整合性がとれない部分が出てくるのではないか。</p> <p>また、協創の考え方の中には、市外で本市のまちづくりに参加する者も必要かもしれないが、自治基本条例の中に含める必要があるのか疑問がある。</p> <p>仮に必要であるならば、「市民等」の中に含めずに別に定義して、必要と思われる条文に加えたほうが良いのではないか。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2条第7号 「市民等にとって安心安全な生活環境の実現」 ○ 第30条 「市民等は、…公共的民間団体…の活動に参加するよう努める」 ○ 第32条第1項 「市は、市民等の安心かつ安全な環境を維持するため、…危機管理体制を確立」 ○ 第33条第1項 「市は、市民等が共有している問題を解決するために…共通の課題解決に努めるものとする」 ○ 第33条第2項 「市は、市民等にとって必要な政策課題の実現のため…政策提言又は要望を行う」 	<p>前文及び第1条にある「誰もが主役のまちづくり」と連動し、市外にいながら本市のまちづくりに関係する主体についての記載が必要と考えます。人口減少が進んだ昨今、市のまちづくりにおいては、交流人口や関係人口といった立場で関わる方の存在が重要な要素になるなど、自治基本条例が策定された10年前とは、社会情勢にも変化が生じていると考えており、そうした変化に伴う見直しと捉えています。また、例示いただいています条例内での整合性につきましては、いずれも、主たる生活実態が市外である人に対し、規定することに対して違和感に繋がるものと理解した上で、事務局といたしましては次のとおり考えます。</p> <p>○第2条第7号 「市民等にとって安心安全な生活環境の実現」</p> <p>生活の意味は、生きて活動することであり、「市民等」の対象に、現在も通勤・通学者といった市外居住者を含む点に鑑み、まちづくりの推進に当たって新たに関係する主体にまでその対象を広げたとしても、条例内の整合性が損なわれるものではないと考えます。</p> <p>○第30条 「市民等は、…公共的民間団体…参加するよう努める～」</p> <p>○第32条第1項 「市は、市民等の安心かつ…危機管理体制を確立～」</p> <p>○第33条第1項 「市は、市民等が共有している…課題解決に努める～」</p> <p>○第33条第2項 「市は、市民等にとって必要な…政策提言又は要望を行う」</p> <p>例えば関係人口に代表されるような、一時的に本市のまちづくりに関与する主体であっても、公共的民間団体の活動への参加は可能である点や、そうした立場で本市に関わっていただく方の安心・安全は守られるべきである点等に鑑み、条文の対象に含まれることで整合性が損なわれるものではないと考えます。</p>
			第2条において「市民」「市民等」の定義づけが行われ、前文や本文中にも各所に	第1条の目的達成のための基本理念を相対する第2条及び市民の権利を相対する第